

▲▽ 国民年金からのお知らせ ▲▽

● 国民年金保険料 納付免除・猶予制度

収入の減少や失業など経済的な理由により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付を「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度の利用により、将来の老齢年金受給権を確保することや、万一の事故・病気による障害を負った場合の障害基礎年金受給資格を確保することができます。

① 免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

② 若年者納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

【免除等の申請に必要なもの】

- ・ 印鑑
- ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
(平成28年1月1日以降離職し、失業を理由とした免除申請をされる方)

【免除等の申請受付】

平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月分)は7月3日(月)より申請受付を開始します。

◆ 問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

● 年金請求書の手続漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が「25年」から「10年」に短縮されることに伴い、日本年金機構では、対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。制度の開始は、本年8月1日(最も早い年金のお支払いは本年10月)です。封筒が届いた方はお早めに最寄りの年金事務所まで請求手続を行ってください。

また、日本年金機構では、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)による相談・請求手続きの予約受付を行っていますので、ご活用ください。

● 後期高齢者医療保険のお知らせ ●

● 納入通知書を郵送します

今年度の納入通知書を7月10日に加入者個人ごとに郵送します。納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、詳しくは通知書をご確認ください。

● 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日からは、お持ちの水色の保険証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

● 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方(平成28年度の町・道民税が非課税の世帯の方)は、7月下旬に保険証とともに認定証を郵送しますので、8月1日からは、現在お持ちの黄緑色の認定証を破棄し、オレンジ色の認定証をご使用ください。

【医療機関での窓口負担の割合】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「※現役並み所得者は3割」です。前年所得を基に、8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

※ 現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方です。ただし、次に該当する方は1割負担となります。

○ 同一世帯に被保険者が1人の場合

- ・ 被保険者本人の収入が383万円未満のとき
- ・ 同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者本人の収入の合計が520万円未満のとき

○ 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・ 被保険者の収入の合計が520万円未満のとき

※ 収入とは前年の所得税法上の収入金額であり、必要経費や基礎控除等を引く前の金額です。

◆ 問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121